

第514回三戸町議会定例会

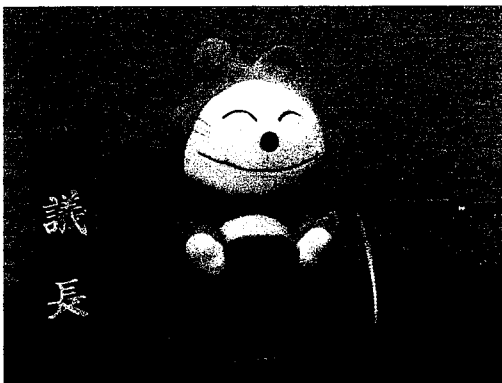
<一般質問>

○12月7日（木）午前10時から

1. 山田 将之 議員 ①今後の少子化対策・子育て支援について
2. 千葉 有子 議員 ①歯科口腔保健事業について
②町内浴場施設の現状について
③町内の子どもたちの発育環境について
3. 藤原 文雄 議員 ①広域連携事業について
4. 栗谷川柳子 議員 ①防災行政無線が聞こえづらい住民への対策
②観光振興の現状、課題、対策は
5. 柳零 圭太 議員 ①三戸町消防団の現状について
6. 久慈 聡 議員 ①住みやすいまちづくりのために
②観光と施設づくり

○12月8日（金）午前10時から

1. 越後 貞男 議員 ①農産加工所整備について
2. 小笠原君男 議員 ①稲作農家支援と良質米生産対策について
3. 佐々木和志 議員 ①空き家対策について
②職員提案制度の導入について
4. 澤田 道憲 議員 ①高齢者福祉について
②農林業の振興策について
③さんのへパークゴルフ場について



※ねこ議長から
皆さまへお願いニャゴ！！

- ・携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください
- ・私語を慎み、静かな傍聴にご協力ください
- ・議場内での飲食、喫煙はご遠慮ください

議会を傍聴していただきありがとうございますニャゴ！！

一 般 質 問 の な が れ

議 員 → 町 長

議員の質問に対し、町長などの理事者が的確な答弁ができるよう、議員は議会開会前に一般質問の内容を文書で提出します。



～ 議 会 開 会 ～

- あらかじめ提示した質問についての町長の答弁に基づき、

議員はさらに深く追究します。

- 議員が発言することができる持ち時間は45分です。

(議場入口の上に残り時間が表示されています。)



(持ち時間残り5分でベルが鳴ります。)



(持ち時間残り1分で再度ベルが鳴ります。)



一般質問終了

※町長や各課課長等は、質問の背景や根拠などを確認するため、議長の許可を得て、逆に議員へ質問することができます。

令和 5年 11月 21日
午後 13時 55分受領

令和 5年 11月 21日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 山田 将之

一般質問通告書

第514回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 今後の 少子化 対策・ 子育て 支援に ついて	<p>4月に子ども家庭庁が発足し、大綱では目指す社会の姿として、子どもや若者の利益を第一に考える「子どもまん中社会」を実現すると明記されている。</p> <p>県においては、来年度子ども家庭部が設立され、少子化対策・子育て支援に集中的に取り組んでいくとしている。</p> <p>当町においては、早くから子育てサポート祝金をはじめとする子育て支援、また今年度には給食費の無償化などにも取り組んできた。</p> <p>そこで当町における今後の少子化対策や子育て支援について質問します。</p> <p>①今年度実施した給食費の無償化の評価及び来年度以降の給食費無償化は。</p> <p>②少子化対策及び子育て支援の目標設定は。</p> <p>③今後の経済的支援の拡大および保護者の負担軽減について。</p> <p>④国や県に準ずる組織改正の考えは。</p>	町 長

- ※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 5 年 11 月 21 日
午後 2 時 30 分受領

令和 5 年 11 月 21 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 千葉有子

一般質問通告書

第 514 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 歯科 口腔 保健 事業 について	<p>歯周病が進行すると、歯を失うだけでなく、認知症を発症するなど、病気の発生リスクを高めると言われていることから、次の 2 点について質問します。</p> <p>① 乳幼児、児童、生徒は健診や学校で歯の大切さについて学習を進めていると思うが、乳幼児期から関わる親の意識がより大切であると考え、親のための歯科口腔保健に関する学習会は行われているか。</p> <p>② 国は 40 歳代から 70 歳代対象の、定期的な歯周疾患健診を推奨しており、県内でも実施している自治体がある。歯の健康は快適な生活を送る柱となることから、町は 75 歳以上の高齢者も含めて実施する考えはないか。</p>	町長
2 町内 浴場 施設 の現 状	<p>① 町営の老人センター浴場設備の維持管理状況は。また今後の耐久年数はどのぐらいと捉え、その後のさらなる更新は考えているのか。</p> <p>② 町内の公衆浴場が休業し、町民からは再開を望む声が聞かれる。 再開するとの話も聞かれるが、再開にあたり、町には支援メニューがあるか。</p>	町長

- 注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和 5 年 11 月 22 日
午後 3 時 30 分受領

令和 5 年 11 月 22 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 藤原 文雄

一般質問通告書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 広域連携事業について	<p>近年、人口減少や少子高齢化などにより、社会情勢が急速に変化する中で、町民が安心して暮らしていける環境を維持するためには、近隣市町村との連携事業のさらなる推進が必要と考えます。</p> <p>これまで取り組んできた各種連携事業について、町ではどのように評価、検証しているのか、今後の方向性も含め以下について伺います。</p> <p>①八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンでの事業内容</p> <p>②三戸地区環境整備事務組合の各事業</p> <p>③八戸圏域水道企業団の事業</p>	町 長

※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 5 年 11 月 24 日
午前 9 時 30 分受領

令和 5 年 11 月 24 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 栗谷川 柳子

一般質問通告書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 防災行政無線が聞こえづらい住民への対策	<p>防災無線は、災害時に住民の命と財産を守るため、関連情報を迅速かつ正確に伝えるための連絡手段であるが、「聞き取りづらくて困っている」という声が各地区から聞かれる。</p> <p>天候や地形、住居環境等によって放送が聞こえづらい場合もあり、当町ではその対策として、戸別受信機や防災行政無線自動電話応答サービス、ほっとスルメール、SNS などでも放送内容を伝えている。</p> <p>それらの方法を利用できない人、知らない人への対策を伺う。</p>	町長
2. 観光振興の現状、課題、対策は	<p>11ぴきのねこ石像巡りや三戸城跡などを巡る観光客が着実に増えているように見える。あらためて、第 5 次三戸町総合振興計画にある観光振興の主要施策の現状、課題、対策を伺う。</p> <p>(1) 通年観光の開発と推進、奥州街道を生かした観光ルートづくり、インバウンド観光の推進、グリーン・ツーリズムの振興、広域観光の推進について。</p> <p>(2) 「三戸駅から中心街までのアクセスが不便だ」という声がよく聞こえてくる。交通の利便性を高め、さらに観光客を増やせるように、三戸駅にレンタル自転車とヘルメットを設置できないか。八戸圏域連携中枢都市圏に働きかけることはできないか</p>	町長

收受

5.11.24

議会事務局

令和 5 年 11 月 24 日
午前 9 時 40 分受領

令和 5 年 11 月 24 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 柳 零 圭 太

一 般 質 問 通 告 書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1. 三戸町消防団の現状について	<p>消防団組織の活動は、団員活動と本職を兼職しながら、有事発生の際には町民の生命、財産を守るために現場へ駆け付け、常備消防と連携し、後方支援活動を行なう。</p> <p>また、消防署から距離のある地域では、初動の動作、救急、救助、消火活動を想定して訓練し、町民の安全と安心のため、防災、減災、災害に強いまちづくりと地域力の向上に貢献しており、当町には必要不可欠な組織である。</p> <p>しかしながら、消防団も人口減少、団員の高齢化などにより団員は減少し、また、かつてに比べ、団員同士のつながりや、組織的指揮命令等の上下関係、活動に抱く感情なども時代とともに変化している。</p> <p>こうした中、三戸町消防団の組織力強化と定員充足率の向上、新入団員の確保のためには、消防団員が地域の防災リーダーとして分団を運営していることを町民に理解してもらうことや、町から支出される常備消防費・非常備消防費の支出は適正か、組織に課題はないかなどを協議することなどが必要だと考えることから、消防団設置者である町長に以下の 8 項目について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 設置者として思い描く今後の消防団の展望2. 消防団に関する条例・規則の見直しについて3. 町有施設である消防団屯所の運営に係る経費の負担について4. 惨事ストレスの軽減や、団員間のハラスメント対策について5. 訓練や行事開催時の食糧費の負担について6. 非常時出動時の団員への食糧費の負担について7. 消防団の団員報酬及び保険料の詳細について8. 消防団分団の運営経費区分の明確化について	町 長



令和 5 年 11 月 24 日
午後 1 時 50 分受領

令和 5 年 11 月 24 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 久 慈 聡

一 般 質 問 通 告 書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1. すみやすいまちづくりのために	<p>人口減少に伴い働く世代が減少すると、高齢者への支援には課題が生じます。地域住民、事業者、行政、ボランティアが連携し、生活支援や、地域交流促進の取組を実施していることは承知しているが、将来、限りある人的資源による支援に頼るだけではなく、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで、より効率的かつ持続可能な支援体制を構築することが可能だと考えることから、以下に関し伺います。</p> <ul style="list-style-type: none">① 福祉施設等における多面的事業での集約とサービスの質の向上に関して② 食事提供施設の集約に関して③ スマートホーム技術・インフラ環境支援について	町 長
2. 観光と施設づくり	<p>馬場のぼる先生のふるさととして、三戸町では今後どのような取り組みを行い、さらにその先の観光へつなげる事業のための仕組み作りをどのように考えているのか以下について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none">① 馬場のぼる記念館について② 11ぴきのねこの観光客などが町内滞在時間を延ばすための方策について③ 宿泊施設等の支援について	町 長

注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。

2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和 5 年 11 月 27 日
午前 10 時 20 分受領

令和 5 年 11 月 27 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 越後 貞男

一 般 質 問 通 告 書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 農産加工所整備について	<p>総務省は今年 8 月 1 日にふるさと納税制度による 2022 年度の寄付額を公表しました。これによると三戸町は寄付額が 3 億 2 5 0 0 万円と県内で 6 番目に多く、年々増えていることはとても喜ばしいことです。担当課であるまちづくり推進課をはじめ関係者の皆様の努力のたまものと思われまます。</p> <p>また、先般、11 月 17 日付のデーリー東北紙上に、青森県内市町村のふるさと納税の収支に関する記事が掲載されていましたが、寄付額と返礼品にかかる費用、住民税控除額等の収支がグラフで示され、一目瞭然で、県内 8 市町村が赤字になっている実態には驚かされましたが、そんな中で三戸町は黒字で、五所川原市、弘前市、隣の南部町に次ぐ 4 番目に多い黒字額ということだととてもうれしく拝見しました。</p> <p>当町の返礼品としては、11 万のねこの関連グッズも挙げられますが、農家を擁する町ならではの、農産物、その加工品等も町の返礼品として列挙できるのではないかと思います。</p> <p>前置きが長くなりましたが、ふるさと納税返礼品としても使用されているりんごジュースの加工場の整備について質問させていただきます。</p> <p>今までも、農産加工所については何回か議会や活性化委員会でも取り上げてきましたが、4 年たった今も何かと進んでいないように思います。農産加工所整備の進捗状況について、また、今後どのように進めようとしているのか伺います。</p>	町長

※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 5 年 11 月 27 日
午前 10 時 35 分受領

令和 5 年 11 月 27 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 小笠原 君男

一般質問通告書

第 514 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 稲作農家支援と良質米生産対策について	<p>青森県では、本年度から主力品種であった「つがるロマン」に変わる期待の新品種「はれわたり」が本格的に生産されました。</p> <p>しかし、各種メディア等にて報道されたとおり、本年は全国的な異常気象等による品質の低下を招いており、一等米比率は全国平均では 59.6%、県産米では 68.9%と全国平均を上回ったものの過去 5 年間で最低の結果であると報道されています。</p> <p>当三戸町でも例外ではなく、一等米比率が低下し、さらには、近年の米価下落、経費負担増、労働力不足により生産者の意欲が減少しており危機的状況であるといっても過言ではなく、生産者意欲向上、また良質米生産に対しててこ入れが必要と考えられる。</p> <p>以上のことから、町では、米生産および生産者に対し、今後どのような支援、方策を計画していくのか伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生産者支援について2. 良質米生産対策について	町 長

注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和 5 年 11 月 27 日
午前 11 時 30 分受領

令和 5 年 11 月 27 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 佐々木 和志

一般質問通告書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 空き家対策について	<p>適正に管理されないまま放置されている空き家の増加は、全国的にも大きな社会問題となっており、本町においても今後さらに増えていくものと予想される。</p> <p>空き家増加に歯止めをかけるとともに、移住定住や町活性化を促進させるといった効果も見込めることから、国が打ち出している様々な施策等を活用しながら早急に問題解消に取り組む必要があると考えるが、町の考えと今後の取り組みについて答弁を求める。</p>	町長
2. 職員提案制度の導入について	<p>少子高齢化に伴う人口減少や民間活力の低下は、将来にわたって円滑な行財政を継続していくうえで大きな課題である。</p> <p>今後においては質の高い住民サービスを維持しながらも、より合理性を持った新たな取り組みや事業の展開をしていく事が強く求められる。</p> <p>現在取り入れている職員提案制度を充実させ、また適正な評価が議会や住民に周知されることで職員の意識向上がさらに図れるものと考えているが、職員提案制度によるこれまでの効果、実績と、今後の在り方について答弁を求める。</p>	町長

- ※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 5 年 11 月 27 日
午前 11 時 50 分受領
令和 5 年 11 月 27 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 澤 田 道 憲

一 般 質 問 通 告 書

第 5 1 4 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
1、 高 齢 者 福 祉 について	<p>地域社会における高齢者の心配事や孤立と言った日常生活での、さまざまな問題が不便、不満と言った形で表れております。そこで地域住民 1 4 0 世帯からランダムで抽出し、アンケートに協力頂いた項目の中から、特に不便、不満足の高割合の項目について質問します。</p> <p>(1) 行政による高齢者福祉サービスの情報提供は町民にどのような形で行われているのか。 (2) 役場内に総合案内所と困りごと相談窓口を設けてはどうか。 (3) 防災無線町内放送の音声聞こえづらいことについて。 (4) 地区町内を巡回する食料品等の移動販売、宅配等の事業を行ってはどうか。</p>	町 長
2、 農 林 業 の 振 興 策 について	<p>農業を支える労働力は、高齢化や担い手不足に直面している現状であり、若手農業者の確保として新規就農者を募っているのが現状であります。又森林は、災害防止など多面的機能を有しており、町内における人工林の多くは、伐採時期を迎えていることから人工林等に通ずる道路等の環境整備をすることにより、災害防止につながることから質問します。</p> <p>(1) 令和 5 年 9 月 2 0 日～2 1 日の豪雨災害の被害評価額が 4 0 万円以下であった農業者の救済について。 (2) これまでの新規就農者の状況と課題等について。 (3) 優れた農業者の講演会や現地視察研修を積極的に実施してはどうか。 (4) 森林環境譲与税の用途について。</p>	町 長



<p>3、さんのへパークゴルフ場について</p>	<p>さんのへパークゴルフ場は、スポーツの振興や健康増進を目的に平成28年に開設され、8年が経過した。</p> <p>(1) パークゴルフ競技の町民への効果の表れはどうなのか。</p>	<p>教 育 長</p>
--------------------------	--	--------------

- 注) 1. 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。